

別表十二（十八）の記載の仕方

この明細書は、法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第4条《整備事業計画の継続が困難な場合》に規定する認定事業者であるものが平成17年改正法附則第34条第2項《特定都市鉄道整備準備金に関する経過措

置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成17年改正前の措置法第56条第3項から第8項まで《特定都市鉄道整備準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。